

令和3年度

小田原市 一般会計  
特別会計 予 算 書  
企業会計



# 目 次

各会計予算集計表	1
一般会計予算額構成比一覧表	2
一般会計予算経費別内訳表	4
一般会計予算	7
競輪事業特別会計予算	15
天守閣事業特別会計予算	17
国民健康保険事業特別会計予算	21
国民健康保険診療施設事業特別会計予算	25
公設地方卸売市場事業特別会計予算	27
介護保険事業特別会計予算	29
後期高齢者医療事業特別会計予算	33
公共用地先行取得事業特別会計予算	35
広域消防事業特別会計予算	37
地下街事業特別会計予算	41
水道事業会計予算	43
病院事業会計予算	47
下水道事業会計予算	51

## 各会計の予算に関する説明書

### 一 般 会 計

#### 【歳 入】

1 市 税	58
2 地方譲与税	60
3 利子割交付金	62
4 配当割交付金	62
5 株式等譲渡所得割交付金	62
6 法人事業税交付金	62
7 地方消費税交付金	62
8 ゴルフ場利用税交付金	62
9 環境性能割交付金	64
10 地方特例交付金	64
11 地方交付税	64
12 交通安全対策特別交付金	64
13 分担金及び負担金	64
14 使用料及び手数料	64
15 国庫支出金	70
16 県支出金	74
17 財産収入	80
18 寄附金	80

19 繰入金	82
20 繰越金	82
21 諸収入	82
22 市債	90

#### 【歳 出】

1 議会費	94
2 総務費	94
3 民生費	126
4 衛生費	148
5 労働費	162
6 農林水産業費	164
7 商工費	174
8 土木費	182
9 消防費	202
10 教育費	204
11 公債費	230
12 予備費	232
給与費明細書	234
継続費調書	243
債務負担行為調書	245
地方債調書	250

### 特 別 会 計

競輪事業特別会計	251
天守閣事業特別会計	269
国民健康保険事業特別会計	285
国民健康保険診療施設事業特別会計	313
公設地方卸売市場事業特別会計	329
介護保険事業特別会計	349
後期高齢者医療事業特別会計	375
公共用地先行取得事業特別会計	391
広域消防事業特別会計	399
地下街事業特別会計	419

### 企 業 会 計

水道事業会計	431
病院事業会計	483
下水道事業会計	527

凡 例

④ … 新規事業

## 令和3年度各会計予算集計表

(単位 千円)

会 計 名	本年度予算額	前年度予算額	比 較	対前年度伸率	
一 般 会 計	69,400,000	67,900,000	1,500,000	2.21 %	
特 別 会 計	競 輪 事 業 特 別 会 計	14,540,000	12,380,000	2,160,000	17.45
	天 守 閣 事 業 特 別 会 計	121,000	146,000	△ 25,000	△ 17.12
	国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計	19,925,000	20,330,000	△ 405,000	△ 1.99
	国 民 健 康 保 険 診 療 施 設 事 業 特 別 会 計	33,000	32,000	1,000	3.13
	公 設 地 方 卸 売 市 場 事 業 特 別 会 計	143,000	139,000	4,000	2.88
	介 護 保 険 事 業 特 別 会 計	16,292,000	15,707,000	585,000	3.72
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業 特 別 会 計	4,853,000	4,763,000	90,000	1.89
	公 共 用 地 先 行 取 得 事 業 特 別 会 計	772	772		
	広 域 消 防 事 業 特 別 会 計	4,325,000	5,055,000	△ 730,000	△ 14.44
	地 下 街 事 業 特 別 会 計	423,000	424,000	△ 1,000	△ 0.24
	計	60,655,772	58,976,772	1,679,000	2.85
企 業 会 計	水 道 事 業 会 計	5,444,335	5,362,171	82,164	1.53
	病 院 事 業 会 計	14,676,171	15,173,325	△ 497,154	△ 3.28
	下 水 道 事 業 会 計	12,415,709	12,394,412	21,297	0.17
	計	32,536,215	32,929,908	△ 393,693	△ 1.20
合 計	162,591,987	159,806,680	2,785,307	1.74	

(令和3年1月1日現在)

面	積	113.60 km <sup>2</sup>
人	口	189,425 人
世	帯	88,558 世帯

# 令和3年度小田原市一般

(歳入)

(単位 千円)

款	年度 区分	令和3年度 当初予算		令和2年度 当初予算		対前年度 伸率 (%)
		予算額	構成比 (%)	予算額	構成比 (%)	
1	市 税	31,002,000	44.67	32,387,000	47.70	△ 4.28
2	地方譲与税	373,841	0.54	323,841	0.48	15.44
3	利子割交付金	30,000	0.04	30,000	0.04	
4	配当割交付金	140,000	0.20	120,000	0.18	16.67
5	株式等譲渡所得割 交付金	100,000	0.14	100,000	0.15	
6	法人事業税金 交付金	260,000	0.38	160,000	0.23	62.50
7	地方消費税 交付金	3,900,000	5.62	3,900,000	5.74	
8	ゴルフ場利用税金 交付金	12,000	0.02	12,000	0.02	
9	環境性能割金 交付金	130,000	0.19	140,000	0.21	△ 7.14
10	地方特例金 交付金	547,000	0.79	190,000	0.28	187.89
11	地方交付税	1,200,000	1.73	1,000,000	1.47	20.00
12	交通安全対策金 特別交付金	25,290	0.04	24,545	0.04	3.04
13	分担金及び金 負担金	437,660	0.63	453,868	0.67	△ 3.57
14	使用料及び料 手数料	1,557,728	2.24	1,548,793	2.28	0.58
15	国庫支出金	12,754,314	18.38	12,488,914	18.39	2.13
16	県支出金	5,068,500	7.30	5,006,234	7.37	1.24
17	財産収入	202,977	0.29	174,397	0.26	16.39
18	寄附金	701,006	1.01	402,126	0.59	74.32
19	繰入金	2,870,397	4.14	2,353,554	3.47	21.96
20	繰越金	300,000	0.43	300,000	0.44	
21	諸収入	2,393,987	3.45	1,626,228	2.39	47.21
22	市債	5,393,300	7.77	5,158,500	7.60	4.55
	歳入合計	69,400,000	100.00	67,900,000	100.00	2.21

# 会計予算額構成比一覽表

(歳 出)

(単位 千円)

款	年度 区分	令和3年度 当初予算		令和2年度 当初予算		対前年度 伸率 (%)
		予算額	構成比 (%)	予算額	構成比 (%)	
1	議会費	455,370	0.66	450,495	0.66	1.08
2	総務費	8,185,100	11.79	8,950,053	13.18	△ 8.55
3	民生費	30,222,638	43.55	29,086,879	42.84	3.90
4	衛生費	7,169,033	10.33	7,087,059	10.44	1.16
5	労働費	144,750	0.21	144,973	0.21	△ 0.15
6	農林水産業費	934,506	1.35	903,678	1.33	3.41
7	商工費	1,494,795	2.15	1,474,526	2.17	1.37
8	土木費	6,416,564	9.24	6,622,402	9.75	△ 3.11
9	消防費	2,540,171	3.66	2,611,379	3.85	△ 2.73
10	教育費	7,160,139	10.32	6,115,564	9.01	17.08
11	公債費	4,646,934	6.70	4,422,992	6.51	5.06
12	予備費	30,000	0.04	30,000	0.05	
	歳出合計	69,400,000	100.00	67,900,000	100.00	2.21

令和3年度小田原市一般

性質別		目的別		議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農 林 水産業費	商工費
人 件 費	1 報 酬			155,669	160,172	248,820	84,383		19,638	6,614
	2 給 料			52,934	1,580,093	739,097	484,552	7,944	122,193	133,260
	3 職 員 手 当 等			108,975	1,805,093	595,090	384,447	5,971	98,110	111,679
	4 共 済 費			84,350	621,046	300,335	192,857	3,055	46,182	49,491
	5 災 害 補 償 費				650					
	小 計			401,928	4,167,054	1,883,342	1,146,239	16,970	286,123	301,044
物 件 費	7 報 償 費 ( 記 念 品 )				267,463	1,203		28	27	3,104
	8 旅 費			6,115	24,334	11,944	5,421	30	1,024	1,655
	9 交 際 費			1,000	2,000					
	10 需用費 ( 除維持修繕 )			5,903	276,050	92,583	585,360	267	2,911	20,468
	11 役務費 ( 除保険料 )			5,052	195,632	59,080	20,802	35	367	17,380
	12 委 託 料			6,607	1,042,310	296,240	3,166,247	1,165	125,077	192,468
	13 使用料及び賃借料			6,106	533,845	83,220	35,428		7,935	7,517
	14 工事請負費 ( 除却費 )				76,329					22,580
	15 原材料費 ( 除工事 )						138		1,190	
	17 備 品 購 入 費				13,897	3,593	2,541		72	680
	小 計			30,783	2,431,860	547,863	3,815,937	1,525	138,603	265,852
補 助 費 等	7 報 償 費			70	59,953	44,421	65,935	100	895	7,607
	11 役務費 ( 保険料 )				19,727	313	1,537		384	82
	18 負担金補助及び交付金			22,589	429,763	581,065	1,824,041	6,095	141,136	257,209
	21 補償補填及び賠償金				1,011					
	22 償還金利子及び割引料				126,110					
	26 公 課 費						2,393			
	小 計			22,659	636,564	625,799	1,893,906	6,195	142,415	264,898
	19 扶 助 費				24	20,382,967				
	20 貸 付 金				300,000	3,500		120,000	25,000	335,000
	23 投 資 及 び 出 資 金									
	24 積 立 金				27,959	1				
	27 繰 出 金					6,645,704				54,735
	維 持 補 修 費				44,348	7,154	34,253	60	19,345	2,798
	公 債 費									
投 資 的 経 費	補 助 事 業 費				119,437	6,036	15,514			679
	単 独 事 業 費				457,854	120,272	263,184		323,020	269,789
	小 計				577,291	126,308	278,698		323,020	270,468
	予 備 費									
	歳 出 合 計			455,370	8,185,100	30,222,638	7,169,033	144,750	934,506	1,494,795
	構 成 比 (%)			0.66	11.79	43.55	10.33	0.21	1.35	2.15



会計予算経費別内訳表

(単位 千円)

土木費	消防費	教育費	公債費	予備費	合 計				比 較 (a)-(b)
					3年度(a)	構成比(%)	2年度(b)	構成比(%)	
18,246	29,350	601,546			1,324,438	1.91	1,308,361	1.93	16,077
535,029		661,118			4,316,220	6.22	4,237,901	6.24	78,319
421,488		581,023			4,111,876	5.92	3,990,859	5.88	121,017
195,265	16,547	319,532			1,828,660	2.64	1,706,251	2.51	122,409
	500	32			1,182	0.00	1,182	0.00	
1,170,028	46,397	2,163,251			11,582,376	16.69	11,244,554	16.56	337,822
		365			272,190	0.39	150,313	0.22	121,877
3,674	21,288	30,341			105,826	0.15	103,262	0.15	2,564
		300			3,300	0.01	3,300	0.01	
67,048	8,368	1,365,830			2,424,788	3.49	1,693,895	2.49	730,893
3,279	1,670	58,300			361,597	0.52	322,960	0.48	38,637
481,864	1,600	1,610,121			6,923,699	9.98	6,729,684	9.91	194,015
90,924	5,065	676,500			1,446,540	2.09	1,147,996	1.69	298,544
	4,320	42,440			145,669	0.21	84,211	0.12	61,458
234		10			1,572	0.00	3,572	0.01	△ 2,000
1,003	6,877	24,647			53,310	0.08	68,064	0.10	△ 14,754
648,026	49,188	3,808,854			11,738,491	16.92	10,307,257	15.18	1,431,234
6,035	16,820	41,600			243,436	0.35	281,793	0.42	△ 38,357
1,156		3,445			26,644	0.04	25,777	0.04	867
1,735,960	9,759	108,877			5,116,494	7.37	5,048,315	7.43	68,179
900					1,911	0.00	1,011	0.00	900
					126,110	0.18	126,000	0.19	110
					2,393	0.01	2,495	0.00	△ 102
1,744,051	26,579	153,922			5,516,988	7.95	5,485,391	8.08	31,597
		125,966			20,508,957	29.55	19,899,443	29.31	609,514
					783,500	1.13	702,441	1.03	81,059
384,500					384,500	0.55	367,777	0.54	16,723
1					27,961	0.04	28,037	0.04	△ 76
216,752	2,360,000	772			9,277,963	13.37	9,061,928	13.35	216,035
105,950	8,343	90,939			313,190	0.45	315,472	0.46	△ 2,282
			4,646,934		4,646,934	6.70	4,422,992	6.51	223,942
1,435,719		296,264			1,873,649	2.70	3,248,595	4.79	△ 1,374,946
711,537	49,664	520,171			2,715,491	3.91	2,786,113	4.10	△ 70,622
2,147,256	49,664	816,435			4,589,140	6.61	6,034,708	8.89	△ 1,445,568
				30,000	30,000	0.04	30,000	0.05	
6,416,564	2,540,171	7,160,139	4,646,934	30,000	69,400,000	100.00	67,900,000	100.00	1,500,000
9.24	3.66	10.32	6.70	0.04	100.00				



## 令和3年度小田原市一般会計予算

令和3年度小田原市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ69,400,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

### (継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

### (債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

### (地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

### (一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

### (歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和3年2月17日提出

小田原市長 守屋輝彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 市 税		千円 31,002,000
	1 市 民 税	12,443,770
	2 固 定 資 産 税	15,004,862
	3 軽 自 動 車 税	397,276
	4 市 た ば こ 税	1,265,211
	5 入 湯 税	21,955
	6 都 市 計 画 税	1,868,926
2 地 方 譲 与 税		373,841
	1 自 動 車 重 量 譲 与 税	250,000
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	100,000
	3 地 方 道 路 譲 与 税	1
3 利 子 割 交 付 金		30,000
	1 利 子 割 交 付 金	30,000
4 配 当 割 交 付 金		140,000
	1 配 当 割 交 付 金	140,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		100,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	100,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		260,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	260,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		3,900,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	3,900,000
8 ゴルフ場利用税交付金		12,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	12,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金		130,000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	130,000
10 地 方 特 例 交 付 金		547,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	230,000
	2 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 地 方 税 減 収 補 填 金 特 別 交 付 金	317,000
11 地 方 交 付 税		1,200,000
	1 地 方 交 付 税	1,200,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		25,290
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	25,290

款	項	金額
13 分担金及び負担金		千円 437,660
	1 負担金	437,660
14 使用料及び手数料		1,557,728
	1 使用料	729,166
	2 手数料	811,562
	3 証紙収入	17,000
15 国庫支出金		12,754,314
	1 国庫負担金	11,365,126
	2 国庫補助金	1,350,352
	3 委託金	38,836
16 県支出金		5,068,500
	1 県負担金	3,652,092
	2 県補助金	1,012,606
	3 委託金	403,802
17 財産収入		202,977
	1 財産運用収入	120,141
	2 財産売却収入	82,836
18 寄附金		701,006
	1 寄附金	701,006
19 繰入金		2,870,397
	1 基金繰入金	2,870,397
20 繰越金		300,000
	1 繰越金	300,000
21 諸収入		2,393,987
	1 延滞金加算金及び過料	71,000
	2 市預金利子	10
	3 貸付金元利収入	784,107
	4 収益事業収入	80,000
	5 雑収入	1,458,870
22 市債		5,393,300
	1 市債	5,393,300
歳入合計		69,400,000

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		千円 455,370
	1 議 会 費	455,370
2 総 務 費		8,185,100
	1 総 務 管 理 費	5,304,245
	2 徴 税 費	729,943
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	701,341
	4 選 挙 費	145,099
	5 統 計 調 査 費	30,546
	6 監 査 委 員 費	66,987
	7 市 民 生 活 費	1,206,939
3 民 生 費		30,222,638
	1 社 会 福 祉 費	7,634,968
	2 児 童 福 祉 費	9,678,437
	3 生 活 保 護 費	6,263,529
	4 国 民 健 康 保 険 費	1,662,000
	5 介 護 保 険 費	2,578,644
	6 後 期 高 齢 者 医 療 費	2,405,060
4 衛 生 費		7,169,033
	1 保 健 衛 生 費	2,467,452
	2 清 掃 費	3,256,131
	3 上 水 道 費	70,450
	4 病 院 費	1,375,000
5 勞 働 費		144,750
	1 勞 働 諸 費	144,750
6 農 林 水 産 業 費		934,506
	1 農 業 費	577,856
	2 林 業 費	172,361
	3 水 産 業 費	184,289
7 商 工 費		1,494,795
	1 商 工 費	941,069
	2 観 光 費	553,726

款	項	金額
8 土 木 費		千円 6,416,564
	1 土 木 管 理 費	766,232
	2 道 路 橋 り よ う 費	1,600,931
	3 河 川 費	231,931
	4 都 市 計 画 費	2,723,104
	5 住 宅 費	410,477
	6 公 園 費	683,889
9 消 防 費		2,540,171
	1 消 防 費	2,540,171
10 教 育 費		7,160,139
	1 教 育 総 務 費	2,616,276
	2 小 学 校 費	1,797,974
	3 中 学 校 費	438,773
	4 幼 稚 園 費	272,600
	5 社 会 教 育 費	1,626,669
	6 保 健 体 育 費	407,847
11 公 債 費		4,646,934
	1 公 債 費	4,646,934
12 予 備 費		30,000
	1 予 備 費	30,000
歳 出 合 計		69,400,000

第2表 継続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	職員住宅 解体撤去事業	64,530	令和3年度	25,812
				令和4年度	38,718
8 土木費	2 道橋りょう費	富水5号踏切改良事業	250,000	令和3年度	80,000
				令和4年度	170,000
	4 都市計画費	立地適正化計 画改定事業	5,280	令和3年度	1,947
				令和4年度	3,333
	都市計 画マスタープラン改定事業	9,383	令和3年度	3,377	
			令和4年度	6,006	

第3表 債務負担行為

事項	期間	限度額
マイクロフィルムリーダープリンタ借上料	令和3年度	( 予算計上額 459 )
	令和4年度	917
	令和5年度	917
	令和6年度	917
	令和7年度	917
	令和8年度	459
	計	4,127
供用自動車借上料	令和3年度	( 予算計上額 4,080 )
	令和4年度	9,172
	令和5年度	7,995
	令和6年度	6,967
	令和7年度	4,065
	計	28,199
軽貨物自動車借上料	令和3年度	( 予算計上額 2,347 )
	令和4年度	3,480
	令和5年度	3,224
	令和6年度	2,583
	令和7年度	1,135
	令和8年度	132
計	10,554	
市民ホール機械警備機器借上料	令和3年度	( 予算計上額 1,659 )
	令和4年度	1,810
	令和5年度	1,810
	令和6年度	1,810
	令和7年度	1,810
	令和8年度	151
計	7,391	
非常時通信システム 基本計画作成委託料	令和3年度	( 予算計上額 0 )
	令和4年度	22,000
	計	22,000
パーソナルコンピュータ借上料	令和3年度	( 予算計上額 21,719 )
	令和4年度	39,944
	令和5年度	39,944
	令和6年度	39,944
	令和7年度	39,944
	令和8年度	18,230
計	178,006	
納税通知書等封入封かん委託料	令和3年度	( 予算計上額 0 )
	令和4年度	8,513
	計	8,513
固定資産評価替用路線価算定委託料	令和3年度	( 予算計上額 4,500 )
	令和4年度	4,500
	令和5年度	4,500
計	9,000	



事 項	期 間	限 度 額
市税等納付促進センター運営委託料	令和3年度	( 予算計上額 千円 2,936 )
	令和4年度	5,871
	令和5年度	5,871
	令和6年度	2,936
	計	14,678
歯科診療台借上料	令和3年度	( 予算計上額 99 )
	令和4年度	99
	計	99
電話交換機借上料	令和3年度	( 予算計上額 326 )
	令和4年度	332
	令和5年度	35
	令和6年度	35
	令和7年度	35
	令和8年度	29
計	466	
中央監視装置借上料	令和3年度	( 予算計上額 371 )
	令和4年度	520
	計	520
地図データ使用料	令和3年度	( 予算計上額 94 )
	令和4年度	94
	令和5年度	94
	令和6年度	94
	令和7年度	94
計	376	
焼却炉等運転操作委託料	令和3年度	( 予算計上額 146,759 )
	令和4年度	195,679
	令和5年度	195,679
	令和6年度	195,679
	令和7年度	195,679
	令和8年度	48,920
計	831,636	
屋外仮設便所借上料	令和3年度	( 予算計上額 473 )
	令和4年度	473
	令和5年度	473
	計	946
小型貨物自動車借上料	令和3年度	( 予算計上額 1,827 )
	令和4年度	2,510
	令和5年度	2,510
	令和6年度	1,481
	令和7年度	1,195
	令和8年度	399
計	8,095	
園内周遊用自動車借上料	令和3年度	( 予算計上額 704 )
	令和4年度	4,224
	令和5年度	4,224
	令和6年度	3,520
計	11,968	
学校給食センター設計委託料	令和3年度	( 予算計上額 0 )
	令和4年度	12,000
	令和5年度	44,020
計	56,020	
ガス警報器借上料	令和3年度	( 予算計上額 326 )
	令和4年度	558
	令和5年度	558
	令和6年度	558
	令和7年度	558
	令和8年度	233
計	2,465	
小田原市土地開発公社からの公共用地購入費	令和3年度から令和5年度まで	( 予算計上額 0 ) 27,090

第4表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市庁舎施設整備事業費	2,300	普通貸借又は債券発行。 事業の進ちよくその他の都合により起債前借又は翌年度に繰り越して借り入れることができる。	5.0%以内  (ただし、利率見直し方で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者との融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還をすることができる。
歴史的風致形成建造物整備事業費	1,200			
防災施設整備事業費	72,100			
職員住宅費	23,200			
市民集会施設費	9,900			
石橋保育園費	35,200			
地域防犯灯整備事業費	4,900			
駐車場整備事業費	49,000			
地域センター整備事業費	68,600			
地域活動拠点等整備事業費	16,900			
災害援護資金貸付金	3,500			
社会福祉施設整備事業費	7,500			
子育て支援施設整備事業費	58,400			
保育所整備事業費	46,100			
保健センター整備事業費	27,900			
ごみ処理施設等整備事業費	198,600			
清掃運搬施設整備事業費	18,800			
農業施設整備事業費	3,900			
農業農村整備事業費	83,100			
農道整備事業費	32,100			
水産業施設整備事業費	5,500			
漁港整備事業費	31,100			
観光施設整備事業費	1,000			
城址公園整備事業費	25,800			
道路橋りょう整備事業費	639,200			
河川整備事業費	72,800			
公営住宅整備事業費	221,700			
公園整備事業費	164,800			
消防施設整備事業費	39,500			
義務教育等施設整備事業費	290,500			
史跡整備事業費	152,100			
社会教育施設整備事業費	121,800			
体育施設整備事業費	64,300			
臨時財政対策	2,800,000			

議案第20号

## 令和3年度小田原市競輪事業特別会計予算

令和3年度小田原市競輪事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14,540,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和3年2月17日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 事 業 収 入		千円 14,408,537
	1 事 業 収 入	14,379,007
	2 諸 収 入	29,530
2 財 産 収 入		4,260
	1 財 産 運 用 収 入	4,259
	2 財 産 売 払 収 入	1
3 繰 越 金		127,203
	1 繰 越 金	127,203
歳 入 合 計		14,540,000

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 277,582
	1 競 輪 総 務 費	197,582
	2 繰 出 金	80,000
2 事 業 費		14,251,180
	1 競 輪 開 催 費	14,251,180
3 予 備 費		11,238
	1 予 備 費	11,238
歳 出 合 計		14,540,000

## 令和 3 年度小田原城天守閣事業特別会計予算

令和 3 年度小田原城天守閣事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 121,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 3 年 2 月 17 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 事 業 収 入		千円 74,215
	1 事 業 収 入	74,215
2 財 産 収 入		1
	1 財 産 運 用 収 入	1
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 諸 収 入		2,106
	1 雑 入	2,106
5 繰 入 金		44,677
	1 基 金 繰 入 金	44,677
歳 入 合 計		121,000

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 75,009
	1 天 守 閣 総 務 費	73,721
	2 観 光 施 設 費	1,288
2 公 債 費		44,677
	1 公 債 費	44,677
3 予 備 費		1,314
	1 予 備 費	1,314
歳 出 合 計		121,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
小 型 貨 物 自 動 車 借 上 料	令 和 3 年 度	( 予算計上額 千円 ) 180 )
	令 和 4 年 度	431
	令 和 5 年 度	431
	令 和 6 年 度	431
	令 和 7 年 度	431
	令 和 8 年 度	252
	計	1,976
プ ロ ジ ェ ク タ 借 上 料	令 和 3 年 度	( 予算計上額 ) 735 )
	令 和 4 年 度	980
	令 和 5 年 度	980
	令 和 6 年 度	980
	令 和 7 年 度	980
	令 和 8 年 度	254
	計	4,174





## 令和 3 年度小田原市国民健康保険事業特別会計予算

令和 3 年度小田原市国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 19,925,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 3 年 2 月 17 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険料		千円 3,781,306
	1 国民健康保険料	3,781,306
2 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
3 県支出金		14,170,533
	1 県補助金	14,170,533
4 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
5 繰入金		1,915,000
	1 他会計繰入金	1,650,000
	2 基金繰入金	265,000
6 繰越金		25,286
	1 繰越金	25,286
7 諸収入		32,873
	1 延滞金及び過料	4,020
	2 雑収入	28,853
歳入合計		19,925,000

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 341,813
	1 国 保 総 務 費	267,601
	2 賦 課 徴 収 費	61,571
	3 運 営 協 議 会 費	551
	4 趣 旨 普 及 費	624
	5 保 険 料 収 納 率 向 上 特 別 対 策 費	11,466
2 保 險 給 付 費		14,055,412
	1 療 養 諸 費	12,127,354
	2 高 額 療 養 費	1,860,953
	3 出 産 育 児 諸 費	50,005
	4 葬 祭 諸 費	16,000
	5 移 送 費	350
	6 傷 病 手 当 諸 費	750
3 国民健康保険事業費納付金		5,296,852
	1 医 療 給 付 費 分	3,578,665
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	1,236,561
	3 介 護 納 付 金 分	481,626
4 保 健 事 業 費		160,904
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	140,074
	2 保 健 事 業 費	20,830
5 基 金 積 立 金		1
	1 基 金 積 立 金	1
6 諸 支 出 金		62,499
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	41,841
	2 繰 出 金	20,658
7 予 備 費		7,519
	1 予 備 費	7,519
歳 出 合 計		19,925,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
パーソナルコンピュータ借上料	令和3年度	( 予算計上額 千円 26 )
	令和4年度	28
	令和5年度	28
	令和6年度	28
	令和7年度	28
	令和8年度	3
	計	115
市税等納付促進センター運営委託料	令和3年度	( 予算計上額 2,936 )
	令和4年度	5,871
	令和5年度	5,871
	令和6年度	2,936
	計	14,678

議案第 23 号

## 令和 3 年度小田原市国民健康保険診療施設事業特別会計予算

令和 3 年度小田原市国民健康保険診療施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 33,000 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 3 年 2 月 17 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

款	項	金 額
1 診 療 収 入		千円 14,942
	1 外 来 収 入	13,396
	2 そ の 他 診 療 収 入	1,546
2 使 用 料 及 び 手 数 料		77
	1 手 数 料	77
3 繰 入 金		16,890
	1 他 会 計 繰 入 金	16,890
4 繰 越 金		1,090
	1 繰 越 金	1,090
5 諸 収 入		1
	1 雑 入	1
歳 入 合 計		33,000

## 歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 25,195
	1 診 療 施 設 総 務 費	25,195
2 医 業 費		7,308
	1 医 業 費	7,308
3 予 備 費		497
	1 予 備 費	497
歳 出 合 計		33,000

## 令和 3 年度小田原市公設地方卸売市場事業特別会計予算

令和 3 年度小田原市公設地方卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 143,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 3 年 2 月 17 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 73,607
	1 使用料	73,607
2 財産収入		250
	1 財産運用収入	250
3 繰入金		37,000
	1 他会計繰入金	37,000
4 繰越金		4,584
	1 繰越金	4,584
5 諸収入		27,559
	1 雑収入	27,559
歳入合計		143,000

歳 出

款	項	金 額
1 卸売市場費		千円 142,296
	1 卸売市場費	142,296
2 予備費		704
	1 予備費	704
歳出合計		143,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
小型貨物自動車借上料	令和3年度	千円 ( 予算計上額 275 )
	令和4年度	330
	令和5年度	55
	計	385
軽貨物自動車借上料	令和3年度	( 予算計上額 474 )
	令和4年度	339
	令和5年度	16
	計	355



## 令和3年度小田原市介護保険事業特別会計予算

令和3年度小田原市介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16,292,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和3年2月17日提出

小田原市長 守屋輝彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 介 護 保 險 料		千円 3,409,772
	1 介 護 保 險 料	3,409,772
2 国 庫 支 出 金		3,629,325
	1 国 庫 負 担 金	2,681,763
	2 国 庫 補 助 金	947,562
3 支 払 基 金 交 付 金		4,200,565
	1 支 払 基 金 交 付 金	4,200,565
4 県 支 出 金		2,342,178
	1 県 負 担 金	2,215,495
	2 県 補 助 金	126,683
5 財 産 収 入		1
	1 財 産 運 用 収 入	1
6 繰 入 金		2,710,056
	1 他 会 計 繰 入 金	2,578,644
	2 基 金 繰 入 金	131,412
7 繰 越 金		100
	1 繰 越 金	100
8 諸 収 入		3
	1 延滞金加算金及び過料	1
	2 雑 入	2
歳 入 合 計		16,292,000

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 378,365
	1 介 護 総 務 費	234,265
	2 賦 課 徴 収 費	11,171
	3 介 護 認 定 審 査 費	132,929
2 保 険 給 付 費		15,068,508
	1 介 護 サービス等給付費	13,935,921
	2 介 護 予 防 サービス等給付費	307,410
	3 高 額 介 護 サービス等費	459,552
	4 特 定 入 所 者 介 護 サービス等費	353,774
	5 そ の 他 諸 費	11,851
3 地 域 支 援 事 業 費		833,887
	1 介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	443,003
	2 一 般 介 護 予 防 事 業 費	44,610
	3 包 括 的 支 援 事 業 費	312,828
	4 任 意 事 業 費	31,893
	5 そ の 他 諸 費	1,553
4 基 金 積 立 金		1
	1 基 金 積 立 金	1
5 諸 支 出 金		9,110
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	9,110
6 予 備 費		2,129
	1 予 備 費	2,129
歳 出 合 計		16,292,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
パーソナルコンピュータ借上料	令和3年度	千円 ( 予算計上額 0 )
	令和4年度	10,692
	令和5年度	10,692
	令和6年度	10,692
	令和7年度	10,692
	令和8年度	10,692
	計	53,460

## 令和 3 年度小田原市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和 3 年度小田原市後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4, 853, 000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 3 年 2 月 17 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		千円 2,442,086
	1 後期高齢者医療保険料	2,442,086
2 繰 入 金		2,405,060
	1 一般会計繰入金	2,405,060
3 繰 越 金		712
	1 繰 越 金	712
4 諸 収 入		5,142
	1 延滞金及び加算金	1
	2 償還金及び還付加算金	5,140
	3 雑 入	1
歳 入 合 計		4,853,000

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 62,108
	1 後期高齢者医療総務費	50,630
	2 徴 収 費	11,478
2 後期高齢者医療 広域高連合納付金		4,785,039
	1 後期高齢者医療 広域高連合納付金	4,785,039
3 諸 支 出 金		5,140
	1 償還金及び還付加算金	5,140
4 予 備 費		713
	1 予 備 費	713
歳 出 合 計		4,853,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
納入通知書等封入封かん委託料	令和3年度	千円 (予算計上額 0)
	令和4年度	2,193
	計	2,193

議案第 27 号

## 令和 3 年度小田原市公共用地先行取得事業特別会計予算

令和 3 年度小田原市公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 772 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 3 年 2 月 17 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 772
	1 他 会 計 繰 入 金	772
歳 入 合 計		772

歳 出

款	項	金 額
1 公 債 費		千円 772
	1 公 債 費	772
歳 出 合 計		772



## 令和 3 年度小田原市広域消防事業特別会計予算

令和 3 年度小田原市広域消防事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4, 325, 000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

令和 3 年 2 月 17 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		千円 1,753,462
	1 負担金	1,753,462
2 使用料及び手数料		4,867
	1 使用料	67
	2 手数料	4,800
3 県支出金		160
	1 県補助金	160
4 財産収入		1,411
	1 財産運用収入	1,411
5 繰入金		2,360,000
	1 他会計繰入金	2,360,000
6 諸収入		4,300
	1 雑入	4,300
7 市債		200,800
	1 市債	200,800
歳入合計		4,325,000

歳 出

款	項	金 額
1 消費費		千円 4,046,226
	1 消費費	4,046,226
2 公債費		275,965
	1 公債費	275,965
3 予備費		2,809
	1 予備費	2,809
歳出合計		4,325,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
防 火 服 借 上 料	令和3年度	( 予算計上額 千円 4,793 )
	令和4年度	19,172
	令和5年度	19,172
	令和6年度	19,172
	令和7年度	19,172
	令和8年度	19,172
	令和9年度	19,172
	令和10年度	14,379
	計	129,411
自動体外式除細動器 ( A E D ) 借上料	令和3年度	( 予算計上額 552 )
	令和4年度	1,008
	令和5年度	1,008
	令和6年度	1,008
	令和7年度	1,008
	令和8年度	1,008
	令和9年度	1,008
	令和10年度	456
	計	6,504

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
消防施設整備事業費	千円 200,800	普通貸借又は債券発行。 事業の進ちよくその他の都合により起債前借又は翌年度に繰り越して借り入れることができる。	5.0%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者との融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還をすること又は低利債に借り換えることができる。



## 令和3年度小田原地下街事業特別会計予算

令和3年度小田原地下街事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ423,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和3年2月17日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 事 業 収 入		千円 188,511
	1 事 業 収 入	188,511
2 財 産 収 入		1
	1 財 産 運 用 収 入	1
3 繰 入 金		234,487
	1 他 会 計 繰 入 金	234,487
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		423,000

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 136,740
	1 地 下 街 総 務 費	136,740
2 事 業 費		181,663
	1 地 下 街 運 営 費	181,663
3 公 債 費		102,330
	1 公 債 費	102,330
4 予 備 費		2,267
	1 予 備 費	2,267
歳 出 合 計		423,000

## 令和3年度小田原市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度小田原市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	77,526戸
(2) 年間総配水量	21,658,027m <sup>3</sup>
(3) 一日平均配水量	59,337m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
ア 第五期拡張事業	494,432千円
イ 配水施設整備事業	501,033千円
ウ 配水管新設改良事業	162,042千円
エ 施設改良事業	266,124千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		3,397,527千円
第1項 営業収益		2,851,560千円
第2項 営業外収益		525,667千円
第3項 特別利益		20,300千円
	支	出
第1款 水道事業費用		3,162,353千円
第1項 営業費用		2,866,860千円
第2項 営業外費用		273,493千円
第3項 特別損失		2,000千円
第4項 予備費		20,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,451,303千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 114,026千円、当年度分損益勘定留保資金 1,078,177千円、建設改良積立金 259,100千円で補てんするものとする。）。

		収	入
第1款	資本的収入		830,679千円
第1項	企業債		680,000千円
第2項	工事負担金		1,309千円
第3項	補助金		130,370千円
第4項	その他資本的収入		19,000千円

		支	出
第1款	資本的支出		2,281,982千円
第1項	建設改良費		1,438,110千円
第2項	企業債償還金		833,872千円
第3項	予備費		10,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
			千円		千円
1	資本的支出	1 建設改良費	久野配水池業 更新事業	令和3年度	127,454
				令和4年度	610,915
				令和5年度	227,421
			965,790		



(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
給水装置工事受付等委託料	令和3年度から 令和6年度まで	千円 (予算計上額 0) 123,000
パーソナルコンピュータ借上料	令和3年度から 令和8年度まで	(予算計上額 450) 3,200
小型貨物自動車借上料	令和3年度から 令和5年度まで	(予算計上額 167) 501
軽貨物自動車借上料	令和3年度から 令和7年度まで	(予算計上額 346) 2,026
普通乗用自動車借上料	令和3年度から 令和5年度まで	(予算計上額 572) 802
水道管路情報システム借上料	令和3年度から 令和8年度まで	(予算計上額 4,310) 60,327

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
上水道事業費	千円 680,000	普通貸借又は債券発行。 事業の進捗その他の都合により起債前借又は翌年度に繰り越して借り入れることができる。	5.0%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者との融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還をすること又は低利債に借り換えることができる。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり

と定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用と営業外費用との間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- |           |           |
|-----------|-----------|
| (1) 職員給与費 | 560,512千円 |
| (2) 交際費   | 30千円      |

(他会計からの補助金)

第11条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、70,450千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、9,765千円と定める。

令和3年2月17日提出

小田原市長 守屋輝彦

## 令和3年度小田原市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度小田原市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病	床	数	
一	般		417床
(2) 年	間	患	者
	入	院	数
			117,165人
	外	来	
			231,110人
(3) 一	日	平	均
	入	院	患
			者
			数
			321人
	外	来	
			955人
(4) 主	要	な	建
	設	改	良
	事	業	
	施	設	整
	備	事	業
			65,500千円
	医	療	機
	器	整	備
	事	業	
			200,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	病院事業収益		13,319,988千円
第1項	医業収益		11,740,468千円
第2項	医業外収益		1,579,518千円
第3項	特別利益		2千円
		支	出
第1款	病院事業費用		13,881,675千円
第1項	医業費用		13,339,057千円
第2項	医業外費用		123,182千円
第3項	特別損失		414,436千円
第4項	予備費		5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 588,885千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 715千円、過年度分損益勘定留保資金 588,170千円で補てんするものとする。）。

			収	入
第1款	資本的収入			205,611千円
第1項	企	業	債	200,000千円
第2項	補	助	金	2,750千円
第3項	返	還	金	2,860千円
第4項	寄	附	金	1千円

			支	出			
第1款	資本的支出			794,496千円			
第1項	建	設	改	良	費	521,004千円	
第2項	企	業	債	償	還	金	265,051千円
第3項	貸		付		金	7,440千円	
第4項	基	金	造	成	費	1千円	
第5項	予		備		費	1,000千円	

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
			千円		千円
1	資本的支出	1 建設改良費 新病院建設 基本設計・実施設計 策定事業	650,000	令和3年度	45,500
				令和4年度	302,250
				令和5年度	302,250

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
		千円
放射線治療装置保守委託料	令和3年度から 令和7年度まで	(予算計上額 27,280) 109,120
一般X線撮影装置保守委託料	令和3年度から 令和7年度まで	(予算計上額 3,380) 13,520
心臓超音波診断装置保守委託料	令和3年度から 令和7年度まで	(予算計上額 3,300) 13,200
手術室情報システム保守委託料	令和3年度から 令和5年度まで	(予算計上額 4,626) 9,252
全身用コンピュータ断層撮影装置 保 守 委 託 料	令和3年度から 令和5年度まで	(予算計上額 23,991) 47,982
心臓カテーテル用検査装置保守委託料	令和3年度から 令和5年度まで	(予算計上額 6,527) 13,054
パーソナルコンピュータ借上料 (庁内情報ネットワークシステム)	令和3年度から 令和8年度まで	(予算計上額 338) 2,197
医 療 事 務 委 託 料	令和3年度から 令和6年度まで	(予算計上額 100,063) 1,100,690
褥瘡対策マットレス借上料	令和3年度から 令和8年度まで	(予算計上額 1,815) 9,075

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療機器整備事業費	千円 200,000	普通貸借又は債券発行。 事業の進ちよくその他の都合により起債前借又は翌年度に繰り越して借り入れることができる。	5.0%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者との融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還をすること又は低利債に借り換えることができる。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、1,300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用と医業外費用との間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 7,338,051千円  
(2) 交際費 400千円

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、2,931,500千円と定める。

令和3年2月17日提出

小田原市長 守屋輝彦

## 令和3年度小田原市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度小田原市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水戸数	72,994戸
(2) 年間有収水量	19,277,267m <sup>3</sup>
(3) 一日平均有収水量	52,814m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
ア 管路建設費	948,372千円
イ 管路改良費	1,014,534千円
ウ ポンプ場建設改良費	104,580千円
エ その他建設改良費	38,588千円
オ 固定資産購入費	1,214千円
カ 流域下水道建設費負担金	199,880千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		6,371,980千円
第1項 営業収益		4,156,048千円
第2項 営業外収益		2,215,931千円
第3項 特別利益		1千円
	支	出
第1款 下水道事業費用		6,747,341千円
第1項 営業費用		5,973,801千円
第2項 営業外費用		752,516千円
第3項 特別損失		1,024千円
第4項 予備費		20,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,386,426千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 44,456千円、過年度分損益勘定留保資金 796,025千円、当年度分損益勘定留保資金 1,545,945千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		3,281,942千円
第1項 企業債		2,272,700千円
第2項 他会計出資金		384,500千円
第3項 国庫補助金		617,982千円
第4項 負担金等		6,673千円
第5項 長期貸付金償還金		87千円

	支	出
第1款 資本的支出		5,668,368千円
第1項 建設改良費		2,307,168千円
第2項 企業債償還金		3,351,200千円
第3項 予備費		10,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
パーソナルコンピュータ借上料	令和3年度から 令和8年度まで	千円 (予算計上額 5,118) 46,181
軽貨物自動車借上料	令和3年度から 令和7年度まで	(予算計上額 210) 2,089
水洗便所改造等資金 融資あっせん利子補給金	令和3年度から 令和6年度まで	融資額(4,000千円を上 限とする)につき年利 5.0%以内の割合で算出 した利子相当額
水洗便所改造等資金 融資あっせん損失補償	令和3年度から 令和7年度まで	元金について償還されな い額(4,000千円を上 限とする)

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。



起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道整備事業費	1,087,500	普通貸借又は債券発行。事業の進ちょくその他の都合により起債前借又は翌年度に繰り越して借り入れることができる。	5.0%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者との融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還をすること又は低利債に借り換えることができる。
流域下水道整備事業費	166,000			
資本費平準化	1,019,200			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用と営業外費用との間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 422,505千円  
(2) 交際費 100千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,715,500千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、12,577千円と定める。

令和3年2月17日提出

小田原市長 守屋輝彦

